

# 当院の被ばく低減施設認定更新時の苦勞と方策について

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会加須病院 放射線技術科 主任 | 内海将人

## 当院について

社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会加須病院は、利根保健医療圏唯一の三次救急病院として救命救急センターに指定。常駐型救急ワークステーションを併設している。許可病床数は304床、標榜科は24科、地域医療支援病院および災害拠点病院に指定された、地域における中核病院である。2022年に埼玉県久喜市（旧栗橋町）より埼玉県加須市に新築

移転し、埼玉県済生会栗橋病院から埼玉県済生会加須病院へ名称変更された。診療放射線技師は26名在籍している。設置機器は一般X線撮影装置（2台）、ポータブル撮影装置（5台）、X線CT装置（3台）、血管撮影装置（循環器用1台、多目的1台）、手術室ハイブリッド1台）、MRI（2台）X線透視装置（多目的2台、泌尿器対応1台）、骨密度装置（1台）、結石破碎装置（1台）、検診用X線撮影装置（1台）、検診用X線透視装置（1台）、であり、核医学装置、放射線治療装置、PETは設置していない。

## 当院の被ばく低減施設認定

当院は2017年3月に日本診療放射線技師会（以下JART）認定である被ばく低減施設認定を認定番号59番で取得した。施設認定の更新は5年ごとであるが、新型コロナウイルスによる影響もあり施設認定更新の時期が延長された。その結果、2023年に更新申請受理、2024年に更新となった。



図1 埼玉県済生会加須病院の全景

## 被ばく低減施設認定更新で工夫した点

被ばく低減施設認定更新で工夫した点、苦勞した点を以下に記す。

### 1. 学術記録

被ばく低減施設認定では「被ばく低減に関する論文や学会発表を行った記録」が必要である。発表時の抄録やスライドなどが提出書類で必要になるため、被ばく低減に関する学会発表などをこの機会に取り組まれるとよい。学術活動が少ない当院でも若手技師を対象に放射線被ばく低減に関する研究発表を行うため、放射線管理士がバックアップし、チームとして取組む体制を整備している。

### 2. 放射線被ばくに関する啓蒙活動

「職員や周辺市民に放射線に関する啓蒙活動をおこなっている」という項目がある。職員への放射線に関する啓蒙というと、医療法改正に伴う放射線安全管理等の研修を想像される方もおられると思うが、それとは別に考えたほうがよい。可能であれば1年に一回以上の施設内職員や施設外の市民に向けた放射線に関する勉強会や研修会を実施し、放射線に関する啓蒙活動として実施し記録されるとよい。この活動は施設内実施では職種別に内容を調整して行うとよいとされており、出席者の名簿、満足度や研修前後の理解度などアンケート集計・記録しておくのもよい。当院では主に入職間もない看護師やコメディカルを対象とした放射線に関する勉強会を毎年行っており参加者名簿を記録・保管している。また当院が市民向けに開催している市民公開講座にて、放射線管理士が放射線被ばく、検査等に関する講演を定期的に行っている。

### 3. 放射線機器管理士による機器管理体制

放射線機器の管理は各施設で日常点検を含め行っていると思うが、被ばく低減施設認定における機器管理はJART認定資格である放射線機器管理士主導で行うことが求められる。当院では放射線機器管理士が主体となって放射線機器の法定定

期点検記録や日常点検記録等には行っていたが、放射線機器を管理するための規定が存在していなかった。そこで放射線機器管理運用規定を新たに作成した。機器管理運用規定には研修の実施、始業終業点検管理、情報収集の方法、改善の方法、

不具合発生時の報告体制・記録について記載した。また、定期点検や不具合記録にも放射線機器管理士が携わることが求められるため、各記録簿に放射線機器管理士の確認印を追加した。



図2 市民公開講座にて放射線被ばくについて講演する著者

| 社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会加須病院  |                       |           |
|---|-----------------------|-----------|
| 文書名   | 済生会加須病院放射線技術科機器管理運用規定 |           |
| 文書番号  | 放射-部手-RA-35-1-230418  | ページ 2 / 4 |
| <b>済生会加須病院放射線技術科 機器管理運用規定</b>   |                       |           |
| <b>(目的)</b>   |                       |           |
| 医療機器の保守点検は、その性能を維持し、安全性を確保することによって、疾病の診断治療が適切に行われることを期待して実施されるものであり、それにより医療の質の向上と患者の安全を目指す。 |                       |           |
| <b>(医療機器の保守点検・安全使用に関する体制)</b>   |                       |           |
| 医療機器の安全使用を確保するために放射線機器管理士及び機器担当責任者により管理を行う。   |                       |           |
| <b>(放射線機器管理士の業務)</b>  |                       |           |
| 1. 従事者に対する医療機器の安全使用のための研修の管理  |                       |           |
| 2. 医療機器の保守点検に関する計画の策定及び保守点検の管理  |                       |           |
| 3. 医療機器の安全使用のために必要な情報の収集、その他医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の管理                                      |                       |           |
| 4. 機器担当責任者の管理   |                       |           |
| 5. 医療機器の安全使用及び装置使用施設的安全状況等に関する書類等の管理  |                       |           |
| 6. 病院関係者への助言、助告及び指示   |                       |           |
| 7. 放射線障害防止に関する必要事項にあたっては、放射線技術科責任者・放射線管理士と連携協議  |                       |           |
| <b>(機器担当責任者の業務)</b>   |                       |           |
| 1. 医療機器の安全使用のための研修計画及び研修様式の策定並びに実施  |                       |           |
| 2. 医療機器の安全使用のための日常の始業・終業点検様式の策定並びに実施  |                       |           |
| 3. 医療機器の安全使用のために必要となる情報の収集  |                       |           |
| 4. 医療機器の安全使用を目的とした改善のための方策の実施   |                       |           |
| 5. 医療機器の不具合報告を受け、その確認及び適切な措置の実施   |                       |           |
| 6. 前項の業務を行った場合は記録を行い、放射線機器管理士へ報告し確認を受ける   |                       |           |

図3 当院の放射線機器管理運用規定